

船舶事故調査報告書

平成27年5月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年6月24日 04時40分ごろ
発生場所	石川県能登町 ^{おぎ} 小木港北北西方沖 能登 ^{いぬやま} 小木港犬山灯台から真方位327°157.3海里付近 （概位 北緯39°29.00′ 東経135°23.00′）
事故調査の経過	平成26年6月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十八 ^{ほうらい} 寶來丸、176トン 134385、白嶺水産株式会社 33.40m (Lr) × 6.80m × 3.00m、鋼 ディーゼル機関、485kW、平成8年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年4月11日 免状交付年月日 平成23年2月14日 免状有効期間満了日 平成28年5月3日 機関長 男性 51歳 四級海技士（機関） 免許年月日 昭和63年4月7日 免状交付年月日 平成25年4月5日 免状有効期間満了日 平成30年5月20日
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、機関長及び甲板員Aほか6人が乗り組み、小木港北北西方沖の漁場において、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入していか一本釣り漁の操業を行ったのち、機関長及び甲板員Aがパラアンカーの揚収作業を開始した。 甲板員Aは、機関長の指示を受けて船首端付近でロープの絡み等の監視を行い、機関長は、ジャージの上着、青色の合羽ズボン、ゴム長靴及びゴム手袋を身に付け、‘船首甲板左舷側に装備された巻上機’（リールの直径約1.7m、以下「本件巻上機」という。）の機側操作

レバー（以下「本件操作レバー」という。）の操作に当たっていた。
（図1参照）

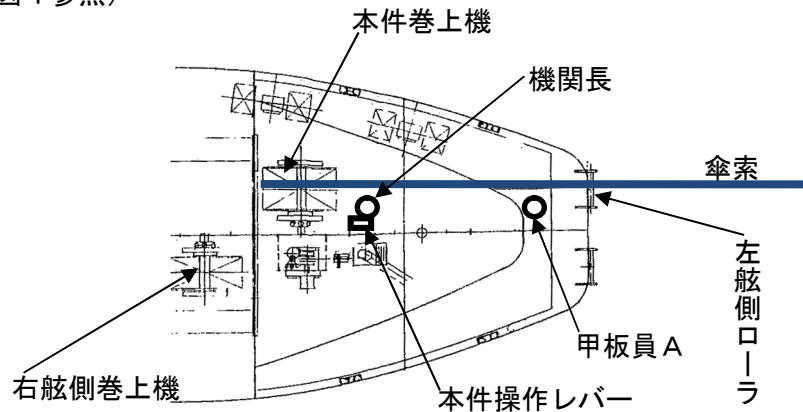


図1 船首部概要及び作業状況

船長は、傘索の端付近まで巻き上げが終わり、本件巻上機の巻き上げ速度がゆっくりとなったのを確認した後、僚船の漁獲高についての情報をファクシミリで受信するため、操舵室船尾側の自室に移動した。

甲板員Aは、船首方に向けてロープを監視していたが、平成26年6月24日04時40分ごろ、急に巻き上げ速度が上がり、ほぼ同時に機関長の声が聞こえたので振り返ったところ、機関長が本件巻上機に巻き込まれていたため、本件操作レバーを操作して本件巻上機を停止させた。

船長は、操舵室に移動したところ、本件巻上機付近で回転する青いものが見えたので、操舵室にある油圧機器のメインスイッチを切って船首甲板に急行した。

船長は、機関長が頭部を本件巻上機の方に向け、本件巻上機の下に入り込むように甲板上に倒れ、右足を傘索の上に乗せた体勢で、頭部から出血しているのを認め、上甲板下層の漁獲物処理場で作業を行っていた乗組員に命じて機関長を操舵室前に移動させ、負傷状況等を確認させたところ、心肺停止状態であった。

船長は、本船を小木港に向けて発進させ、衛星電話で海上保安庁に事態を通報したところ、病院に連絡するよう指示を受け、医師に機関長の負傷状況等を話して、既に死亡している旨の説明を受けた。

機関長は、小木港で病院に搬送され、死因は全身打撲による脳挫傷と検案された。

（写真1 本件巻上機の状況 参照）

気象・海象

気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好
海象：海上 平穏

その他の事項

パラアンカーは、引揚げ索、浮子、沈子、潮抜き索、パラシュート傘、傘索、サルカン、シャックル及び曳索から構成されており、パラアンカーの揚収作業は、船首端に横並びで取り付けられた2台のローラのうち、左舷側ローラを経由し、本件巻上機を使用して、引揚げ索

から傘索までを巻き上げ、続いて、船首甲板右舷側に装備された巻上機を使用して、曳索を巻き上げるものであった。(図2参照)

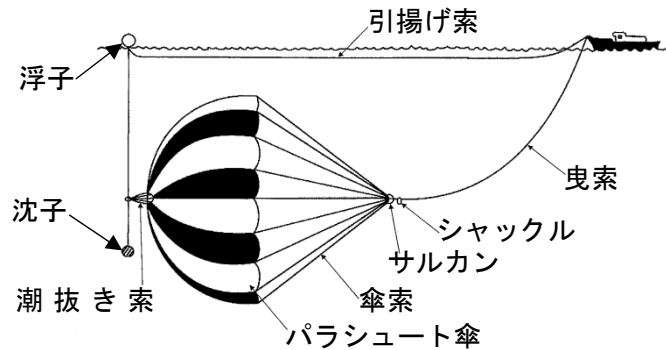


図2 パラアンカーの概要

機関長が本件巻上機に巻き込まれた瞬間を目撃した者はいなかった。

本件操作レバーは、中央が停止位置で、レバーを船尾方向に倒すほど巻上げ速度が上がる構造となっていた。

本件巻上機に故障や不具合は生じていなかった。

本事故当時、海上は平穏で、本船に大きな船体動揺は生じていなかった。

本件巻上機付近の甲板は、滑りやすい状況ではなく、材質は鋼鉄製であった。

機関長は、他の乗組員が漁獲物処理に当たるため、ふだんから操業後のパラアンカー揚収作業を担当しており、同作業に慣れていた。

本件巻上機を操作する者は、傘索部を巻き取る際、リールから外れた数本の索を手で触れて位置を直すことがあった。

機関長の衣服は、袖や裾は絞られた形状であり、腕や足にロープ等が絡んだ痕は見られなかった。また、ヘルメット及び救命胴衣は着用していなかった。

機関長の体調等に異常は見られなかった。

甲板員Aは、本船に乗り組んで2年目で甲板作業に慣れており、インドネシア共和国籍であったが、日本語もほとんど理解でき、日本人乗組員との意志の疎通に支障はなかった。

本件巻上機は、人や物が巻き込まれた際、自動で停止する装置を備えていなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
あり
なし

機関長の死因は脳挫傷であった。

本船は、小木港北北西方沖において、パラアンカーの揚収作業中、

	<p>機関長が、本件巻上機の機側で本件操作レバーを操作していたところ、本件巻上機に巻き込まれたことから、脳挫傷により死亡したものと考えられる。</p> <p>本件操作レバーは、機関長の身体が接触したことから、増速方向に倒れ、巻上げ速度が上がった可能性があると考えられるが、機関長が本件巻上機に巻き込まれるに至った状況については、明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、小木港北北西方沖において、パラアンカーの揚収作業中、機関長が、本件巻上機の機側で本件操作レバーを操作していたところ、本件巻上機に巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲板上で作業する際は、ヘルメット及び救命胴衣を着用すること。 ・ロープ等を巻き上げる機器は、人等が巻き込まれた際、自動で停止する装置を備えることが望ましい。

写真1 本件巻上機の状況

